

71649.
婦人関係資料シリーズ
法規関係第九号

賣春に関する法令

53

労働省婦人少年局

売春問題は深刻な社会問題として世の関心を高めつゝあり、各方面からこれに対する何等かの措置が強く要望されておりますので、婦人少年局ではこの問題解決の推進に寄与される方々のための参考資料としてさきに婦人関係資料第三七号「売春に関する法令」を出版しましたが、最近当資料を要望される方が非常に多いので、内容にも幾分の増補、改訂を加えて再集録しました。

なお、本資料は国内の売春に関する諸法令及び日本に關係のある國際條約に限り、外國諸法令については別冊刊行することにした。

この資料作成に當つては、左の資料を参考にしました。

- 一 法務府人権擁護局発行「人権擁護月報第一号」
- 二 法務府検務局編「売春關係資料集」
- 三 法務府検務局編「婦人及び児童の売買禁止に関する國際條約集」
- 四 國家警察本部刑事部防犯課資料

一九五三年七月

売春に関する法令

目次

一、売春に関する法律、命令、規則

15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
道路交通取締令	道路交通取締法	旅館業法	軽犯罪法	警察官等職務執行法	風俗営業取締法	性病予防法	児童福祉法	職業安定法	女子年少者労働基準規則	労働基準法	民法	刑法	一九四七年勅令九号	日本国憲法
.....														

11 11 11 10 10 8 7 6 4 4 3 2 2 1 1

16	都市計画法	
17	建築基準法	

二 売春取締条例

1	取締条例一覽	
2	取締条例	

三 売春に関する国際条約

1	醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買禁止ニ関スル国際条約及最終認定書	
2	千九百三十三年十月十一日にジュネーブで締結された成年婦女女子売買の禁止のための国際条約	
3	人身売買及び売春により利益を得る行為の禁止に関する条約	

一、売春に関する法律、命令、規則

イ 日本國憲法

(個人の尊重と公共の福祉)

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最上の尊重を必要とする。

(奴隸的拘束及び苦役からの自由)

第十八条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令

昭和二十二年一月十五日勅令第九号

(売淫をさせた者の罪)

第一条 暴行又は脅迫によらないで婦女を困惑させて売淫をさせた者は、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

(売淫を内容とする契約をさせた者の罪)

第二条 婦女に売淫をさせることを内容とする契約をした者はこれを一年以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

(未遂罪)

第三条 前二条の未遂罪はこれを罰する。

(註) 昭和二十七年五月七日法律第百三十七号「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命

令に關する件に基く法務府關係諸命令の措置に關する法律」により、昭和二十七年四月二十八日、日本が獨立した以後も引続き有効となつてゐる。

ハ 刑法

第七十四條 公然猥褻ノ行爲ヲ爲シタル者ハ六月以下ノ懲役若クハ五百円以下ノ罰金又ハ拘留若クハ科料ニ処ス

第八十二條 営利ノ目的ヲ以テ淫行ノ常習ナキ婦女ヲ勧誘シテ姦淫セシメタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス

第二百二十三條 生命、身体、自由、名誉若クハ財産ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ脅迫シ又ハ暴行ヲ用ヒ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ処ス

親族ノ生命、身体、自由、名誉又ハ財産ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ脅迫シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタル者亦同シ

前二項ノ未遂罪ハ之ヲ同ス

第二百二十五條 営利、猥褻又ハ結婚ノ目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処ス

第二百二十七條 前三條ノ罪ヲ犯シタル者ヲ幫助スル目的ヲ以テ被拐取者又ハ被売者ヲ收受若クハ藏匿シ又ハ隠避セシメタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス

営利又ハ猥褻ノ目的ヲ以テ被拐取者又ハ被売者ヲ收受シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ処ス

第二百二十八條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ同ス

ニ 民法

第九十條 公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トスル法律行為ハ無効トス

(強制労働の禁止)

第五条 使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によつて、労働者の意思に反して労働を強制してはならない。

(中間搾取の排除)

第六条 何人も、法律に基いて許される場合の外業として他人の就業に介入して利益を得てはならない。

(適用事業の範囲)

第八条 この法律は、左の各号の一に該当する事業又は事務所について適用する。但し、同居の親族のみを使用する事業若しくは事務所又は家事使用人については適用しない。(一号―十三号略)

十四 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業

(前借金相殺の禁止)

第十七条 使用者は、前借金その他労働することとを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

第五十七条 使用者は、満十八才に満たない者について、その年令を証明する戸籍証明書を書業場に備え付けなければならぬ。

(危険有害業務の就業制限)

第六十三条 一項省略

使用者は満十八才に満たない者を、毒劇薬、毒劇物その他有害な原料若しくは材料又は爆発性、発火性若しくは引火性の原料若しくは材料を取扱う業務若しくはじんあい若しくは粉末を飛散し、若しくは有害ガス若しくは有害放射線を飛散する場所又

は高温若しくは高圧の場所における業務その他安全、衛生又は福祉に有害な場所における業務に就かせてはならない。

第百十九条 第六条、第四十八条、第五十六条又は第六十四条の規定に違反した者はこれを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

へ
女子年少者労働基準規則

第十三条 満十八才に満たない者を就かせてはならない業務の範圍は、次に掲げるものとする。(一号―五十五号略)

ト
五十六 特殊の遊興的接客業における業務
職業安定法

(有料職業紹介事業)

第三十二条 何人も、有料の職業紹介事業を行つてはならない。但し、美術、音楽、演芸、その他特別の技術を必要とする者の職業をあつ旋することを目的とする職業紹介事業について、労働大臣の許可を得て行う場合は、この限りでない。

2 労働大臣が、前項の許可をなすには、予め許可申請者についてその資産の状況及び徳性を審査するとともに、中央職業安定審議会に諮問しなければならない。

3 営利職業紹介事業を行う者は、その事業を開始する前に、第四章の規定による補償の金額に充てるため、労働大臣が中央職業安定審議会に諮問の上、定める五万円を超えない金額の保証金を供託しなければならない。

4 前項の者がこの法律又はこれに基く命令の規定に違反することによつて損害を受けた者は、前項の保証金からその保証を受ける権利を有する。

5 実費職業紹介事業又は営利職業紹介事業の許可を受けた者は、それぞれ、労働大臣が、中央職業安定審議会に諮問の上定める額の許可料を納付しなければならない。

6 実費職業紹介事業又は営利職業紹介事業を行う者は、それぞれ、労働大臣が、中央職業安定審議会に諮問のうえ、定まる手数料の外、いかなる名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。

7 第一項の許可の有効期間は一年とする。

8 第一項の許可の申請手続その他有料の職業紹介事業に関し必要な事項は、命令で、これを定める。

(無料職業紹介事業)

第三十三条 無料の職業紹介事業を行おうとする者は、第三十三条の二に規定する場合を除き、労働大臣の許可を受けなければならない。

2 労働大臣が前項の許可をなすには、予め中央職業安定審議会に諮問しなければならない。但し、労働組合法による労働組合に対し許可をなす場合には、この限りでない。

3 第一項の許可の有効期間は、二年とする。

4 第一項の許可の申請手続その他無料の職業紹介事業に関し、必要な事項は命令でこれを定める。

(兼業の禁止)

第三十三条の四 料理店業、飲食店業、旅館業、古物商、質屋業、貸金業、その他これらに類する営業を行う者は、職業紹介事業を行うことができない。

第六十三条 左の各号の一に該当する者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二十万円以上三万円以下の罰金に処する。

一 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によつて職

業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者又はこれらに従事した者
二 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者又はこれらに従事した者

第六十四条 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第三十二条第一項本文の規定に違反した者又は同項但書の規定に違反して労働大臣の許可を受けず有料の職業紹介事業を行つた者

二 第三十三条第一項の規定に違反した者

三 第三十六条又は第三十七条第一項の規定に違反した者

(四号、五号省略)

第六十五条 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

二 第三十二条第六項の規定に違反した者

五 第三十三条の四の規定に違反した者

九 虚偽の広告をなし、又は虚偽の条件を呈示して、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者又はこれらに従事した者

テ 児童福祉法

第三十四条 何人も、左の各号に掲げる行為をしてはならない。

(一―五省略)

六 児童に淫行をさせる行為

七 前各号に掲げる行為をする虞のある者その他児童に対し、刑罰法令に触れる行為をなす虞のある者に、情を知つて、児童を引渡す行為及び当該引渡行為のなさ

れる虞があるの情を知つて、他人に児童を引渡す行為

八 成人及び児童の爲の正当な職業紹介の機関以外の者が営利を目的として、児童の養育をあつ旋する行為

九 児童が四親等内の児童である場合及び児童に対する支配が正当な雇用關係に基くものであるか又は家庭裁判所、都道府県知事又は児童相談所長の承認を得たものである場合を除き児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる目的をもつてこれを自己の支配下に置く行為

(後略)

(禁止行為違反の罪)

第六十条 第三十四条第一項第六号の規定に違反した者は、これを十年以下の懲役又は二千元以上三万円以下の罰金に処する。

2 第三十四条第一項第一号から第五号まで若しくは第七号から第九号まで又は同条第二項の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する

3 児童を使用する者は児童の年令を知らないことを理由として、前二項の規定による処罰を免かれることができない。但し、過失のないときは、この限りでない。

7 性病予防法

第十一条 都道府県知事は、正当な理由により売淫常習の疑の著しい者に対して、性病にかかつているかどうかについて医師の健康診断を受くべきことを命じ、又は当該吏員に健康診断をさせることができる。

第十五条 都道府県知事は、必要があるとき、現に医師の治療を受けていない患者又はその保護者に対し、医師の治療を受けさせるべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、性病の徹底的な治療及び予防を行うため、特に必要があると認めるときは、患者又はその保護者に対しその患者の病毒が伝染する虞がなくなるまで病院又は診療所に入院し、若しくは入所し又は入院させ、若しくは入所させることを命ずることができる。

第三項省略

第二十二條 都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、当該吏員をして、患者又は性病にかかつていると疑うに足りる正当な理由のある者の住所もしくは居所又はその従業する場所に立入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

第二十六條 伝染の虞がある性病にかかつている者が、売淫をしたときは、これを二年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十七條 売淫のあつ旋、勧誘又はその場所の提供をした者が、その売淫をする者につきその者が伝染の虞がある性病にかかつていることを知つていたときは、これを三年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

2 売淫のあつ旋、勧誘又はその場所の提供をした者が、その売淫をする者につき、その者が伝染の虞がある性病にかかつていることを過失によつて知らなかつたときもまた同様である。

第三十二條 左の各号の一に該当する者は、これを三千円以下の罰金に処する。

四 第十一條の規定による命令に違反した者又は同条若しくは第十二條の規定による健康診断を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

又 風俗営業取締法

(定義)

第一条 この法律で風俗営業とは、左の各号の一に該当する営業をいう。

一 待合、料理店、カフェーその他客席で客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業

二 キヤパレー、ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業

三 玉突場、まあぢやん屋その他設備を設けて客に射倅心をそそる虞のある遊技をさせる営業

(営業の許可)

第二条 前条の営業を営もうとする者は、当該都道府県が条例で定めるところにより公安委員会(都道府県公安委員会、市町村公安委員会及び特別区公安委員会をいう以下同じ。)の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、当該都道府県が条例で定めるところにより、公安委員会に、必要な届出をしなければならない。

(条例の制定)

第三条 都道府県は、条例により、風俗営業における営業の場所、営業時間及び営業所の構造設備等について、善良の風俗を害する行為を防止するために必要な制限を定めることができる。

第四条 公安委員会は、風俗営業を営む者(以下営業者と言う。)又はその代理人、使用人その他の従業者が当該営業に関し、法令又は前条の規定に基く都道府県の条例に違反する行為をした場合において、善良の風俗を害する虞があるときは、営業の許可を取り消し、若しくは営業の停止を命じ、又は善良の風俗を害する行為を防止するために必要な処分をすることができる。

第六条 当該官吏及び吏員は、この法律又はこの法律に基く都道府県の条例の実施に

ついで必要があるときは、風俗營業の營業所に立入ることができる。

(後略)

第七条 第二条第一項の規定に違反し、又は第四条の規定による公安委員会の処分
違反した者は、これを三ヶ月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

2 第三条の規定に基く都道府県の条例に違反し、又は前条の規定による当該官吏及び
吏員の立入を拒み妨げ若しくは忌避した者は、これを三千円以下の罰金に処する。
第二条第二項の規定に違反して届出をなさず、又は虚偽の届出をした者はこれを千
円以下の罰金に処する。

警察官等職務執行法

第六条 第二項、興業場、旅館、料理屋、駅その他多数の客の来集する場所の管理者
又はこれに準ずる者は、その公用時間中において警察官等が犯罪の予防又は人の生
命、身体若しくは財産に対する危害予防のため、その場所に立入ることを要求した
場合においては、正当の理由なくしてこれを拒むことができない。

軽犯罪法

第一条 (罪) 左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

(一―三号省略)

四 生計の途がないのに働く能力がありながら職業に就く意思を有せず、且つ一定
の住居を持たないもので諸方をうろついたもの。

二十 公衆の目に触れるような場所で公衆にけん悪の情を催させるような仕方
で、り、も、もその他身体の一部をみだりに露出した者

二十八 他人の進路に立ちふさがつて、若しくはその身邊に群がつて立ち退こうと
せず、又は不安若しくは迷惑を覚えさせるような仕方
で他人につきまといつた者

ヲ 旅館業法

第五条 営業者は、左の各号の一に該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならぬ。

- 一 宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき
- 二 宿泊しようとする者が、とばく、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をする虞があると認められるとき。

(後略)

カ 道路交通取締法

第二十五条 道路において交通の妨害となり又は交通の危険を生ぜしめるような行為で命令の定めるものは、これをしてはならない。

ニ 道路交通取締令

第五十四条 法第二十五条により、道路においてしてはならない行為は、左の通りとする。

- 一 交通の妨害となるような方法で寝そべり、すわり、眠り又は立ちどまつてゐること。

タ 都市計画法

第十条 (一項省略)

2 都市計画区域域内に於ては建築基準法に依る地域及地区の外土地の状況に依り必要と認むるときは、風致又は風紀の維持のため特に地区を指定することを得

レ 建築基準法

(用途地域内の建築制限)

第四十九条 住居地域内においては、別表第一(イ)項に掲げる建築物は、建築して

はならない。但し、特定行政庁が住居の安寧を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

(後略)

註 別表一、用途地域内の建築物の制限(イ)住居地域内に建築してはならない建築物

(一―四省略)

五 劇場、映画館、演芸場又は観覧場

六 待合、キャバレー、舞踏場その他これらに類するもの

(七以下省略)

(特別用途地区)

第五十二条 建設大臣は都市計画上必要があると認める場合においては、都市計画法の定める手続によつて、都市計画の施設として、用途地域内に、特別工業地区、文教地区その他政令で定める特別用途地区を指定することができる。

(後略)

1. 取締条例一覽 (1953 7 現在)

取締条例

取締名	取締例	件名	制定又は改訂日	番	号	取締事項	受理件数	本文頁数
宮崎県	鹿児島県	鹿児島県	1945. 7. 6	41	号	1. 2. 3. 4. 5. 6	1945. 11. 19	20
新嘉坡	新嘉坡	新嘉坡	1948. 10. 26	35	号	1. 2. 3. 4. 5. 6	1948. 11. 19	30
東京府	東京府	東京府	1948. 12. 26	38	号	1. 2. 3. 4. 5. 6	1949. 3. 19	24
群馬県	群馬県	群馬県	1949. 8. 23	37	号	1. 2. 3. 4. 5. 6	1949. 11. 19	22
山梨県	山梨県	山梨県	1950. 6. 14	48	号	3. 4. 5. 6	1950. 8. 29	49
山梨県	山梨県	山梨県	1951. 1. 10	2	号	1. 3. 4. 5. 6	1951. 2. 10	22
山梨県	山梨県	山梨県	1951. 3. 20	11	号	3. 4. 5. 6	1951. 2. 10	21
山梨県	山梨県	山梨県	1952. 1. 10	3	号	3. 4. 5. 6	1952. 1. 10	53
山梨県	山梨県	山梨県	1952. 6. 18	16	号	1. 2. 3. 4. 5	1952. 6. 18	30
山梨県	山梨県	山梨県	1952. 8. 29	69	号	3. 4. 5	1952. 8. 29	57

市 条 例

市 名	条 例	件 名	制定又は改訂日	番	号	取 締 事 項	受 理 件 数	本文頁数
市 別	市 別	市 別	市 別	市 別	市 別	市 別	市 別	市 別
大 阪 府	大 阪 府	大 阪 府	1949. 12. 20	31	号	3. 4. 5	1949. 12. 20	60
神 戸 市	神 戸 市	神 戸 市	1950. 12. 1	68	号	3. 4. 5	1951. 12. 1	42
神 戸 市	神 戸 市	神 戸 市	1951. 12. 1	44	号	1. 2. 3. 4. 5	1951. 12. 1	25
神 戸 市	神 戸 市	神 戸 市	1951. 12. 1	44	号	3. 4. 5	1951. 12. 1	50
神 戸 市	神 戸 市	神 戸 市	1951. 12. 1	40	号	3. 4. 5	1951. 12. 1	33
神 戸 市	神 戸 市	神 戸 市	1951. 12. 1	1	号	3. 4. 5	1951. 12. 1	42
神 戸 市	神 戸 市	神 戸 市	1951. 2. 18	2	号	3. 4. 5	1951. 2. 18	17
神 戸 市	神 戸 市	神 戸 市	1951. 2. 18	41	号	3. 4. 5	1951. 2. 18	44
神 戸 市	神 戸 市	神 戸 市	1951. 5. 28	41	号	3. 4. 5	1951. 5. 28	50
神 戸 市	神 戸 市	神 戸 市	1951. 6. 8	188	号	3. 4. 5	1951. 6. 8	38
神 戸 市	神 戸 市	神 戸 市	1951. 7. 16	28	号	1. 2. 3. 4. 5	1951. 7. 16	34
神 戸 市	神 戸 市	神 戸 市	1951. 8. 31	86	号	1. 2. 3. 4. 5	1951. 8. 31	60
神 戸 市	神 戸 市	神 戸 市	1951. 9. 4	47	号	3. 4. 5	1951. 9. 4	39
神 戸 市	神 戸 市	神 戸 市	1951. 9. 4	43	号	1. 3. 4. 5. 6	1951. 9. 4	36
神 戸 市	神 戸 市	神 戸 市	1951. 10. 18	46	号	1. 2. 3. 4. 5	1951. 10. 18	45
神 戸 市	神 戸 市	神 戸 市	1951. 10. 26	34	号	3. 4. 5	1951. 10. 26	37
神 戸 市	神 戸 市	神 戸 市	1951. 11. 23	61	号	3. 4. 5	1951. 11. 23	17
神 戸 市	神 戸 市	神 戸 市	1951. 12. 1	55	号	3. 4. 5	1951. 12. 1	40
神 戸 市	神 戸 市	神 戸 市	1951. 12. 8	23	号	1. 3. 4. 5	1951. 12. 8	15
神 戸 市	神 戸 市	神 戸 市	1952. 2. 12	44	号	1. 3. 4. 5. 6	1952. 2. 12	27
神 戸 市	神 戸 市	神 戸 市	1952. 4. 1	5	号	3. 4. 5	1952. 4. 1	47
神 戸 市	神 戸 市	神 戸 市	1952. 5. 31	11	号	3. 4. 5	1952. 5. 31	48
神 戸 市	神 戸 市	神 戸 市	1952. 8. 1	42	号	1. 3. 4. 5	1952. 8. 1	41
神 戸 市	神 戸 市	神 戸 市	1952. 9. 1	34	号	3. 4. 5	1952. 9. 1	29
神 戸 市	神 戸 市	神 戸 市	1952. 11. 27	35	号	1. 2. 3. 4. 5. 6	1952. 11. 27	19

町 条 例

町 名	条 例	件 名	制定又は改訂日	番	号	取 締 事 項	受 理 件 数	本文頁数
町 名	町 名	町 名	町 名	町 名	町 名	町 名	町 名	町 名
町 名	町 名	町 名	1950. 11. 1	61	号	1. 2. 3. 4. 5	1951. 11. 1	51
町 名	町 名	町 名	1951. 2. 6	2	号	3. 4. 5	1951. 2. 6	55
町 名	町 名	町 名	1951. 2. 28	2	号	3. 4. 5	1951. 2. 28	43
町 名	町 名	町 名	1951. 6. 21	16	号	1. 2. 3. 4. 5	1951. 6. 21	15
町 名	町 名	町 名	1951. 7. 1	69	号	1. 2. 3. 4. 5	1951. 7. 1	36
町 名	町 名	町 名	1951. 11. 15	69	号	1. 2. 3. 4. 5	1951. 11. 15	18

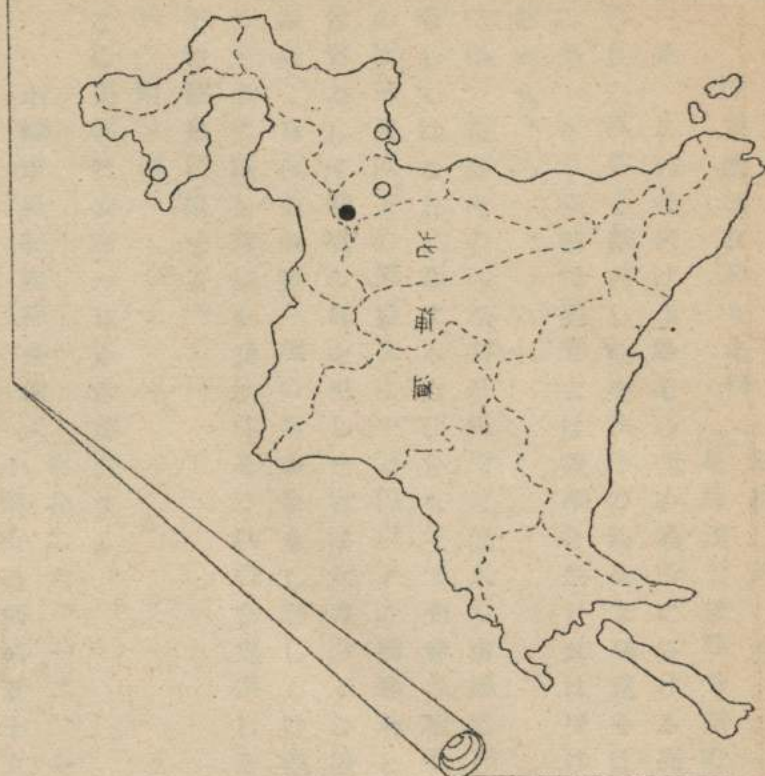
村 条 例

村 名	条 例	件 名	制定又は改訂日	番	号	取 締 事 項	受 理 件 数	本文頁数
村 名	村 名	村 名	村 名	村 名	村 名	村 名	村 名	村 名
村 名	村 名	村 名	1951. 1. 1	8	号	1. 2. 3. 4. 5	1951. 1. 1	52
村 名	村 名	村 名	1951. 1. 23	8	号	1. 2. 3. 4. 5	1951. 1. 23	56
村 名	村 名	村 名	1952	8	号	1. 2. 3. 4. 5	1952	32
村 名	村 名	村 名	1952	8	号	1. 2. 3. 4. 5	1952	20

註 (1) 取締事項の数字は次の内容についてのものである。

1. 荒蕪行爲 2. 荒蕪の処分 3. 荒蕪の処分 4. 荒蕪の処分 5. 荒蕪の処分 6. 荒蕪の処分 7. 荒蕪の処分 8. 荒蕪の処分 9. 荒蕪の処分 10. 荒蕪の処分
- (2) 荒蕪の処分 荒蕪の処分 荒蕪の処分 荒蕪の処分 荒蕪の処分 荒蕪の処分 荒蕪の処分 荒蕪の処分 荒蕪の処分 荒蕪の処分
- (3) 外国人に対する荒蕪の処分 荒蕪の処分 荒蕪の処分 荒蕪の処分 荒蕪の処分 荒蕪の処分 荒蕪の処分 荒蕪の処分 荒蕪の処分 荒蕪の処分

Table with 1 column and 10 rows of text.	Table with 1 column and 10 rows of text.	Table with 1 column and 10 rows of text.
Table with 1 column and 10 rows of text.	Table with 1 column and 10 rows of text.	Table with 1 column and 10 rows of text.
Table with 1 column and 10 rows of text.	Table with 1 column and 10 rows of text.	Table with 1 column and 10 rows of text.
Table with 1 column and 10 rows of text.	Table with 1 column and 10 rows of text.	Table with 1 column and 10 rows of text.
Table with 1 column and 10 rows of text.	Table with 1 column and 10 rows of text.	Table with 1 column and 10 rows of text.
Table with 1 column and 10 rows of text.	Table with 1 column and 10 rows of text.	Table with 1 column and 10 rows of text.



- 凡例
- ▣ 都県條例
 - 市條例
 - 町條例
 - ▲ 村條例



全国賣春取締條例施行状況一覽

都	府	市	町	村	計
縣	條例	條例	條例	條例	
縣	條例	條例	條例	條例	

一 九 六 四 四 八

2 取締条例

千歳風紀取締り条例（昭和二六、六、二一
北海道千歳郡千歳町条例）

第一条 この条例は道路その他の場所における売春のための客引行為等を取締ることによつて善良の風俗を維持し社会秩序の健全を発達をはかることを目的とする。

第二条 この条例で売春とは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手と性交することという。

第三条 道路その他公共の場所で他人の進路に立ちふさがり又はその身邊につきまとい若しくはこれに類する方法をもつて売春の相手方となるように勧誘し又は斡旋したものは三月以下の懲役又は一万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

2 常習として前項の罪を犯した者は六月以下の懲役若しくは二万円以下の罰金に処する
第四条 自ら前条第一項の行為をなし若しくは他人のこれらの行為を利用して売春を行つた者に対し対価を受けてその場所を提供した者は一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

小樽市風紀取締条例（昭和二六、一二、一施行
小樽市条例第五十五号）

第一条 この条例は、道路その他公の場所における売春のための勧誘等を取締ることによつて善良の風俗を維持し、社会の秩序を保持することを目的とする。

第二条 この条例において売春とは、報酬を受け又は、受ける約束で不特定の相手方と性交することという。

第三条 売春のために、左の行為をしてはならない。

一 道路その他公の場所において、他人の進路に立ちふさがり又は、その身邊につきまとい、若しくは、呼びかけるなどの方法を以て、自己又は他人のために売春の相手方となるように勧誘し又は、させること。

二 前号の行為をなして、売春をなす者から対価を受け又は、受ける約束で場所を提供すること。

第四条 前条第一号の規定に違反した者は、一万円以下の罰金又は、拘留に処する。

2 前条第二号の規定に違反した者は六月以下の懲役又は、二万円以下の罰金に処する。

第五条 常習として、第三条第一号の規定に違反した者は、三月以下の懲役又は、二万円以下の罰金に処する。

2 常習として、第三条第二号の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は、四万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、昭和二十六年十二月一日から施行する。

函館市風紀取締条例（昭和二六、一〇、二六）
函館市条例第三四号

第一条 この条例は、売春のための勧誘等の行為を取締ることによつて善良の風紀を保持することを目的とする。

第二条 道路、公園、広場又はこれに類する場所その他人に対し売春の相手方となるよう勧誘した者は五千円以下の罰金又は拘留に処する。

2 常習として前項の行為をした者は三月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第三条 前条の者のために報酬を受け又は受ける目的で売春の場所を提供した者は六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

札幌市風紀取締条例（昭和二八。四。一五）

第一条 この条例は売春及び売春に関する諸行為を取締ることによつて善良の風俗を維持し社会の秩序を保持することを目的とする。

第二条 この条例で売春とは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交することとをいう。

第三条 売春をした者又は売春の目的をもつて左の各号の一に該当する行為をした者は一万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 自ら勧誘すること。

二 自ら道路その他公共の場所において立ちどまつたり、うるついたり、他人の道路に立ちふさがつたり、他人の身邊につきまかつたりその他これに類する行為をすること。

2 常習として前項の罪を犯した者は六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第四条 売春の周旋をする目的をもつて前条第一項の行為をした者は六月以下の懲役又は二万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

2 常習として前項の罪を犯した者は一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第五条 売春をさせる目的で婦女を雇入れた者又は親族業務雇傭等の特別關係による影響力を利用して売春をさせた者は一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第六条 売春のために場所を提供した者、同居させた者又は自己若しくは他人の管理する家に居住させた者は六月以下の懲役又は三万円以下の罰金若しくは拘留に処する。常習として前項の罪を犯した者は一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

附 則

第一条 この条例は公布の日（昭和二十八年四月十三日）から施行する。但し第六条の規定はこの条例公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

第二条 札幌市風紀取締条例（昭和二十六年条例第四号）は廃止する。

第三条 この条例施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

売淫及び風紀取締条例（昭和二六、一一、一五 青森県上北郡大沢町条例第六九号）

第一条 此の条例に於て売淫とは報酬を受ける約束で不特定の相手方と性交することをいふ。風紀とは、社会通念的な善良の風俗を指す。

第二条 売淫をした者は五千円以下の罰金又は拘留に処する常習として売淫をした者は三ヶ月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第三条 親族、雇傭その他特殊の關係を利用して売淫をさせ、又は売淫を内容とする契約をした者は一年以下の懲役又は貳万円以下の罰金に処する。

第四条 営利の目的をもつて売淫の斡旋、勧誘又はその場所を提供した者は第二條第二項を準用する。常習として前項に違反した者は第三條を準用する。

第五条 売淫の目的で他人の身邊につきまといたり又は之を誘つた者は三千円以下の罰金又は拘留に処す。

第六条 大衆の視野にある歩道その他公開の野外に於て不特定の相手方と接吻抱擁又は性交した者は千円以下の罰金又は拘留に処す。

附 則

此の条例は、昭和二十六年十一月十五日から施行する。

街娼取締条例（昭和二七。九。一 八戸市条例第四二号）

第一条 この条例は道路その他の場所における売いんに関する諸行為を取締ることにより善良の風俗を維持し社会秩序の健全を發達を図ることを目的とする。

第二条 この条例において街娼とは街頭又はその他の場所で売いんする婦女子をいう。

2 この条例において売いんとは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交することを含む。

第三条 売いんの目的で他人の身邊につきまといたり又はこれを誘つた街娼は三千円以下の罰金又は科料に処する。

2 常習として前項の行為を為した者は三月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第四条 売淫をした街娼は、五千円以下の罰金又は拘留に処する。

2 常習として売淫をした街娼は六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第五条 営利の目的を以て街娼の売淫行為につきあつた旋勧誘を為し又はその場所を提供した者は三月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第六条 この条例の適用に当つては住民の権利を不当に侵害しないように留意しその本来の目的を逸脱して乱用するようないことがあつてはならない。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

街娼取締条例（昭和二七
青森県三戸郡市川村条例）

本文未着

売淫等の取締に関する条例（昭和二三、七、六
宮城県条例第四一号）

第一条 この条例において売淫とは利益を受け又は利益を受ける約束で不特定の相手方と性交することをいう。

第二条 売淫をした者又はその相手方は、五千円以下の罰金又は拘留に処する。

2 常習として売淫をした者は三月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第三条 親族、雇傭その他特殊の關係を利用して売淫をさせた者は六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第四条 売淫の目的で他人の身邊につきまゝたり又は誘つたりした者は千円以下の罰金又は拘留に処する。

第五条 営利の目的をもつて売淫の場所を提供し又は客引その他の方法で売淫の周旋を

した者は第二条第一項を準用する。

2 常習として前項の罪を犯した者には第二条第二項を準用する。

附 則

この条例は昭和二十三年七月十日からこれを施行する。

街頭その他における売春等の取締に関する条例（昭和二六。三。二〇）
栃木県条例第一一号）

（目 的）

第一条 この条例は、道路その他の場所における売春に関する諸行為を取締ることにより善良の風俗を維持し社会秩序の健全な発達を図ることを目的とする。

（定 義）

第二条 この条例において、売春とは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交又はその類似行為をすることをいう。

（勧誘、客引等）

第三条 売春の目的をもつて道路その他公共の場所において、他人の進路に立ちふさがり又はその身辺につきまとい若しくはこれに類する方法をもつて客を勧誘し又は客引した者は、一万円以下の罰金に処する。

2 売春をあつせんする目的で前項の行為をし又はその見張り或は指導をした者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第四条 前条の行為により売春をするにあたり場所を提供した者は六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第五条 常習として前二条の行為をした者は一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第六条 前三条の罪を犯した者に対しては情状により懲役及び罰金を併科することができ
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

売 い ん 等 取 締 条 例 (昭 和 二 四 。 八 。 二 三)
群 馬 県 条 例 第 三 七 号)

第一條 この条例において売 い ん とは、報酬を受けまたは受ける約束で、不特定の相手
方と性交することという。

第二條 売 い ん をした者またはその相手方となつた者は、五千円以下の罰金に処する。

第三條 親族、業務、雇傭その他特殊の關係を利用して売 い ん をさせた者は、一年以下
の懲役または二万円以下の罰金に処する。

第四條 営利の目的をもつて売 い ん の場所を提供し、若しくは男子を誘つて売 い ん の相
手となることを勧める客引きをなした者又はその他の方法で、売 い ん の周旋をした者
は、第二條第一項を準用する。

附 則

この条例は、昭和二十四年十月一日から施行する。

売 春 取 締 条 例

(昭 和 二 六 。 一 。 一 〇)
埼 玉 県 条 例 第 二 号)

第一條 この条例で売春とは報酬を受け又は受ける約束で不特定の外国人を相手として
性交することという。

第二條 売春の目的をもつて外国人の身邊につきまゝつたり又は外国人をさそつたりし
た者は三千円以下の罰金又は料料に処する。

2 常習として前項の行為をした者は三月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第三条 売春をした者は五千円以下の罰金又は拘留に処する。

2 常習として売春をした者は三月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第四条 営利の目的をもつて売春の場所を提供し客引をし又は周旋をした者は前条第二項の懲役又は罰金に処する。

2 常習として前項の行為をした者は、六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する

第五条 法令に別段の定めあるものを除く外、報酬又は利益を受ける目的をもつて、親族、業務、雇傭その他特殊の関係を利用して、不特定の外国人と性交させた者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第六条 第四条又は前条の罪を犯した者に対しては、情状により各本条の懲役及び罰金を併用することができる。

附 則

この条例は、昭和二十六年二月一日から施行する。

売春等取締条例（昭和二七。一一。二七可決）
市川市条例第三五号

第一条 この条例は売春に関する諸行為を取締ることにより善良の風俗を維持し社会秩序の健全な発達を図ることを目的とする。

第二条 この条例において売春とは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交することをいう。

第三条 売春をした者又はその相手方となつた者は五千円以下の罰金又は拘留に処する

2 常習として売春をした者は六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第四条 売春の目的をもつて道路その他公の場所において他人の進路に立ちふさがり又

はその身辺につきまとい若しくはこれに類する方法をもつて客を勧誘し又は客引をし
た者は三千円以下の罰金又は拘留に処する。

2 売春をあつ旋する目的で前項の行為をし又はその見張り或は指導をした者は六月以
下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第五条 売春をさせるための対価を受け又は受ける約束で場所を提供した者は一年以下
の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第六条 親族業務雇傭その他特殊の關係を利用して売春させた者は一年以下の懲役又は
二万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例の施行期日は別に条例をもつて定める。

附帯決議

市川市に集団的特殊飲食店設置の気配が察知され学園文化都市健康住宅地としての環境
美が汚濁されんとする恐れのある場合には速かに売春等取締条例の施行期日に関する条
例を提案し議会の議決を経て施行すること。

(昭和二十七年十二月四日公布)

売春等取締条例 (昭和二四、五、三一東京都条例第五八号
同 二五、一二、二八同 第九四号一部改正)

第一条 この条例において売春とは、報酬を受け又は受ける約束で、不特定の相手方と
性交することをいう。

第二条 売春をした者又はその相手方となつた者は、五千円以下の罰金若しくは拘留に処
する。

2 道路その他公の場所において、売春の目的をもつて、立ちどまつたり、うろついたり

他人の身边につきまといたりして相手方を誘つた者は三千円以下の罰金又は拘留に処する。

3 常習として売春をした者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第三条 売春をなさしめるための対価を受け又は受ける約束で場所を提供した者は、一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第四条 売春をさせる目的で女子を自己又は他人の管理の下におき、若しくは男子を誘つて売春婦と性交することを勧める客引きをなした者は、一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第五条 第三条又は第四条の罪を犯したものに對しては、情狀により懲役及び罰金を併科することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

横浜市風紀取締条例

(昭和二六。一〇。一)
横浜市条例第四八号

(目 的)

第一条 この条例は、売春に関する諸行為を取締ることにより、善良の風紀を維持し、社会秩序の健全な発達を図ることを目的とする。

(定 義)

第二条 この条例で売春とは、報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交することをいい、道路とは、道路交通取締法(昭和二十二年法律第百三十号)による道路をいう。

(売春の禁止)

第三条 売春をした者、売春の約束をした者又はその相手方となつた者は、五千円以下の罰金若しくは拘留に処する。

2 常習として売春をした者は四月以下の懲役又は一万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

(本人の勧誘行為の禁止)

第四条 売春の目的をもつて自ら勧誘したり又は自ら道路その他公共の場所において、売春を勧誘する目的をもつて、立ちどまつたり、うろついたり、他人の身边につきまゝとつたり、その他これに類する行為をした者は一万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

2 常習として前項の罪を犯した者は四月以下の懲役又は二万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

(第三者の勧誘行為の禁止)

第五条 売春の周旋する目的を以て勧誘したり、又は道路その他公共の場所において売春の周旋をする目的をもつて立ちどまつたり、うろついたり、他人の身边につきまゝとつたり、その他これに類する行為をした者は四月以下の懲役又は二万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

2 常習として前項の罪を犯した者は六月以下の懲役又は三万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

(場所提供の禁止)

第六条 情を知つて売春のための場所を提供し、又は提供する約束をした者は四月以下の懲役又は三万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

2 常習として前項の罪を犯した者は六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

(娼家の禁止)

第七条 売春をさせる目的で婦女を隠入れた者、同居させた者、自己又は他人の管理する家に居住させた者は六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

(刑の併科)

第八条 第五条第二項、第六条第二項又は第七条の罪を犯した者に対しては、情状によつて懲役と罰金を併科することができる。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 横浜市風紀取締条例(昭和二十五年十二月横浜市条例第四六号)は廃止する。

3 この条例施行前になされた行為に対する罪則の適用については、旧条例は、この条例施行後もなおその効力を有する。

風紀取締条例 (昭和二六。一二。二一)
横須賀市条例第七三号

(この条例の目的)

第一条 この条例は売春に関する諸行為を取締ることにより、善良の風俗を維持し、社会秩序の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例で「売春」とは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交することを含む。

(売春の禁止)

第三条 売春をした者又は売春の約束をした者は六月以下の懲役又は二万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

(本人の勧誘行為等の禁止)

第四条 売春の目的をもつて自ら勧誘し、又は勧誘の目的をもつて自ら街頭その他公共の場所において、他人の身辺につきまとい若しくはうろついた者は、四月以下の懲役又は一万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

(周旋行為の禁止)

第五条 売春の周旋又はこれに準ずる行為をした者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

(第三者の勧誘行為等の禁止)

第六条 売春の周旋をする目的をもつて客引その他の方法により勧誘し、又は勧誘の目的をもつて街頭その他公共の場所において他人の身辺につきまとい若しくはうろついた者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

(場所提供の禁止)

第七条 売春の情を知つて場所を提供し、又は提供の約束をした者は、一年六月以下の懲役又は五万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

(ぼう助行為の禁止)

第八条 第三条から第七条までの行為者に対して見張その他の便宜を供与した者は、四月以下の懲役又は一万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は公布の日から施行する。

(旧条例の廃止)

2 風紀取締条例(昭和二十六年横須賀市条例第三十二号)は廃止する。

(旧条例の適用)

- 3 この条例施行前になされた行為に対する罰則の適用については、なお従前の規定による。

鎌倉市美化条例（昭和二七。八。一）

第一条から第七条まで省略

- 第八条 この条例で売春とは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交することという。

- 第九条 売春をした者、売春の約束をした者は五千円以下の罰金又は拘留に処する。
常習として前項の罪を犯した者は四月以下の懲役又は二万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

- 第十条 売春若しくは売春の周旋をする目的をもつて道路その他公共の場所において勧誘し又は他人の身边につきまとい若しくはうろついたりその他これに類する行為をした者は四月以下の懲役又は二万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

- 2 常習として前項の罪を犯した者は六月以下の懲役又は三万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

- 第十一条 情を知つて売春のための場所を提供し又は提供する約束をした者は四月以下の懲役又は三万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

- 2 常習として前項の罪を犯した者は六月以下の懲役又は五万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

附 則

この条例は昭和二十七年八月一日から施行する。

新潟県売いん等処罰に関する条例（昭和二三。一〇。二六）
新潟県条例第三五号

第一条 この条例において「売いん」とは報酬を受け又は報酬を受ける約束で不特定の相手方と性交することをいう。

第二条 売いんをした者又はその相手方となつた者は、五千円以下の罰金又は拘留に処する。

2 常習として売いんをした者は、六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第三条 親族、業務、雇傭その他特殊の關係を利用して売いんをさせた者は、一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第四条 売いんの場所を提供し、又は客引その他の方法で売いんの周旋をした者は、第二条第一項の例に同じ。

2 常習として前項の罪を犯した者は、第二条第二項の例と同じ。

第五条 第二条第二項第三條又は第四条第二項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第六条 第二条から第四条までの未遂罪は、これを罰する。

附 則

この条例は、昭和二十三年十一月一日からこれを施行する。

山梨県風俗保安条例（昭和二七。六。一三）
山梨県条例第一六号

第一条 この条例は売春等に伴う各種の弊害を防止し、公共の秩序を維持し、風俗の純化を図ることを目的とする。

第二条 この条例において売春とは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交

することゝいう。

第三条 売春をした者又はその相手方となつた者は一万円以下の罰金又は拘留に処する。
2 常習として売春をした者は六月以下の懲役に処する。

第四条 売春をすることを知つて場所を提供した者は一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第五条 自己の管理する建物内に於て自己の家族、雇婦女又は同居の婦女が売春をすることを知つてこれを制止しない者は一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

2 自己が管理する建物の間借りの婦女がその建物内において売春をすることを知つて之を制止しない者も又前項と同様とする。

第六条 道路その他公の場所において売春又はその斡旋の目的を以て立ち止りうるつき又は他人の身邊につきまどつた者は五千元以下の罰金又は料料に処する。

第七条 料理屋、カフェー、待合、飲食店、喫茶店その他客の接待をして遊興又は飲食をさせる業務を営む店の営業主、その家族、雇婦女、同居の婦女、及び間借の婦女が客引の目的を以てその建物の外に立出でたときは三千円以下の罰金又は料料に処する。

第八条 この条例を適用する地域は左記により知事が指定する。

一 所轄市町村長の申請あつたとき

二 知事が必要と認め県議会の議決を経たとき
前項の指定の取消又は変更する場合も同様とする。

附 則

この条例は昭和二十七年六月十三日から実施する。

中野村風俗並売淫等取締条例（昭和二五。六。二七）
山梨県南都留郡中野村条例

第一条 本村内の青少年の不良化と村民の犯罪を未然に防止して村の健全な発展を期することをこの条例の目的とする。

第二条 本村内に臨時又は常住の意思を問はず三日以上居住しようとするもの又はその者を宿泊せしめようとする者は左の事項を村長に届出なければならぬ。

一 本籍及前居住所

二 本村内居住の場所、同居の場合はその世帯主

三 職業氏名及通称名、生年月日

但し村長其の必要なしと認めた時は前項の限りでない。

第三条 本村内に風俗営業取締法に抵触する業務を営み、又は従事するものは、状態を明かにし、この条例の目的達成に協力しなければならない。

第四条 売淫常習の疑のあるものに対しては、村長性病予防法第十一条の定めに基づき、検診をなさしめることが出来る。

第五条 検診の場所は必要に応じ、特別に其の場所を指定する。指定した場所はこれを公示する。

第六条 伝染の疑がある性病患者は接客の業務を休止しなければならない。

第七条 第三条に規定する営業関係及び売淫の斡旋等勧誘又は場所を提供した者が伝染の性病に罹っていることを知つた時は速に村長に届け出でなければならぬ。

第八条 本村に居住する売春婦は別紙第一号様式に定める検診及び治療証の交付を受け常時之を携帯し、当該官吏の請求があつた場合は呈示するものとする。（34頁参照）

第九条 米軍に接近し、その物資又はそれに関係するすべての物を所持売買及び之に代

るべき行為を慎まなければならない。

第十条 米軍に友好的な交りは之を許容するもその指示又は占領の目的に違反する行為があつてはならない。

第十一条 特に風俗を乱すごとき事態を発見したときは速かに村長に連絡しなければならない。

第十二条 この条例に違反した場合は二年以下の懲役又は禁錮、二万円以下の罰金、拘留、科料又は退去の処分にする。

第十三条 この条例施行につき必要な事項は村長がこれを定める。

附 則

1 この条例は昭和二十五年六月二十七日に施行する。

2 この条例施行の時、現に本村に転入し、其の手續未了者は十日以内に第二条の届出をするものとする。

甲府市風俗保安条例（昭和二五。一二。一五）

第一条 料理屋、カフェー、待合、飲食店、喫茶店を営むものは営業者自身は勿論、その家族及び雇婦女または同居の婦女をして客引の目的をもつて営業所外に出してはならない。

第二条 前条の家族及び雇婦女または同居の婦女は客引の目的をもつて営業所外に出てはならない。

第三条 何人も第二条に掲ぐるものの委託を受けて客引をしてはならない。

第四条 何人も道路または公の場所において売春の目的をもつてたちどまり、うろつきつきまとい相手を誘つてはならない。

第五条 この条例に違反した者は一万円以下の罰金に処する。

富士吉田市風俗保安条例（昭和二六。九。四）

富士吉田市条例第六七号

第一条 料理店、カフェー、待合、飲食店、喫茶店を営むものは営業者自身は勿論、その家族及び雇人又は同居人は客引の目的をもつて営業所外に出してはならない。

第二条 前条の家族及び雇人又は同居人は客引の目的をもつて営業所外に出てはならない。

第三条 何人も前二条に掲ぐるものの委託を受けて客引きをしてはならない。

第四条 何人も道路又は公の場所に於て売春又はこれを斡旋する目的をもつてたちどまりうるつきつきまとい相手を誘つてはならない。

第五条 この条例に違反したものは一万円以下の罰金に処する。

附則

この条例は公布の日から施行する。

軽井沢町売春取締条例

第一条 この条例において売春とは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交することという。

第二条 売春をした者又はその相手方となつた者は五千円以下の罰金若しくは拘留に処する。常習として売春をした者は六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

道路その他公の場所に於て売春の目的をもつて、立ちどまり、うろついたり又は他人の身邊につきまといたりして相手方を誘つた者は三千円以下の罰金若しくは拘留に処する。

第三条 売春をなさしめるための対価を受け又は受ける約束で場所を提供した者は一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第四条 売春をさせる目的で女子を自己又は他人の管理の下におき若しくは男子を誘つて売春婦と性交することを勧める客引きをなした者は一年以下の懲役又は二万円以下

の罰金に処する。

第五条 第三条又は第四条の罪を犯した者に対しては情状により懲役及び罰金を併科することができる。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

街路等における売春に関する諸行為取締条例（昭和二六、一〇、一八） 岐阜市条例

第一条 この条例は、道路その他公共の場所における売春に関する諸行為を取り締り、善良な風俗を保持し、もつて健全な社会秩序の維持を図ることを目的とする。

第二条 この条例で売春とは、報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交又は性交の類似行為をすることをいう。

第三条 道路その他公共の場所において売春をした者及びその相手方となつた者は、三月以下の懲役又は五千円以下の罰金若しくは拘留に処する。

第四条 売春の目的をもつて前条の場所において他人の進路に立ちふさがり、その身邊につきまとい又はこれらに類する方法をもつて相手方を誘つた者は三月以下の懲役又は五千円以下の罰金若しくは拘留に処する。

第五条 売春を周旋する目的をもつて前条の行為をした者は六月以下の懲役又は一万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

第六条 常習として第三条及び第四条の行為をした者は六月以下の懲役又は一万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

第七条 第三条の行為をした者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。常習として前条の行為をした者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第七条 第三条乃至第五条の行為をさせるとを目的として、その行為者に対し、経済

的援助、指導的役割又は取締に対する見張り若しくは妨害等の行為をした者は六月以下の懲役又は一万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

道路等における売春勧誘取締条例（昭和二六。七。四）

伊東市条例第一八八号

（目的）

第一条 この条例は売春に関する諸行為を取締ることにより善良なる風俗を維持し社会秩序の健全な発達を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において売春とは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交又は性交の類似行為をすることをいう。

（勧誘等の禁止）

第三条 売春の目的で道路その他公の場所又は他人の店頭及び公衆の目にふれるべき場所等において立ちどまり、うろつき、他人の身邊につきまとい又は誘つたりしたものは一万円以下の罰金に処する。

婦女子に対し、売春をさせる目的を以て前項の行為をし、又はさせたものは六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

（ほう助行為）

第四条 情を知つて前条の行為を容易ならしめる行為をしたものは六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

（常習行為）

第五条 常習として前二条の行為をしたものは一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

清水市道路等に於ける売春勧誘等取締条例（昭和二六。九。二）
清水市条例第四七号

第一条 この条例は道路その他の場所等における売春に伴う諸行為を取締ることにより公序良俗を維持することを以つて目的とする。

第二条 この条例において売春とは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交又はその類似行為をすることをいう。

第三条 売春の目的で道路その他公の場所及び店頭、艦船等公衆の眼にふれる場所において立ちどまりうるつき又は他人の身辺につきまとい若しくはこれ等に類する方法をもつて客を勧誘し又は客引をした者は一万円以下の罰金に処する。

第四条 前条の行為により売春をあつせんし又はさせた者若しくは場所を提供した者は六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第五条 常習として前二条の行為をしたものは一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第六条 この条例の罰を犯した者に対しては情状により懲役及罰金を併科することができ。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

道路等における売春勧誘等取締条例（焼津市条例第六一号）

（目的）

第一条 この条例は道路その他の場所等に於ける売春に伴う諸行為を取締ることにより公序良俗を維持することを以て目的とする。

（売春の定義）

第二条 この条例に於て売春とは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交又はその類似行為をすることをいう。

（勧誘等）

第三条 売春の目的で道路その他公の場所及び店頭、船舶等公衆の眼にふれる場所に於て立ちどまり、うろつき又は他人の身辺につきまとい若しくはこれらに類する方法を以て客を勧誘し又は客引きをしたものは一万円以下の罰金に処する。

（斡旋又は提供）

第四条 前条の行為により売春を斡旋し又はさせたものの若しくは場所を提供したものは六ヶ月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

（ほう助行為）

第五条 情を知つて前二条の行為を容易ならしめる行為をしたものは六ヶ月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

（常習行為）

第六条 常習として前三条の行為をしたものは一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第七条 この条例の罪を犯した者に対しては情状により懲役及び罰金を併科することができる。

この条例は公布の日から施行する。

風紀取締条例（昭和二七・五。三一）
京都市条例第十一号

第一条 この条例は道路その他の場所における売いんに関する諸行為を取締り健全な社会秩序の維持を図ることを目的とする。

第二条 この条例で売いんとは報酬を受けまたは受ける約束で不特定の相手方と性交または性交の類似行為をすることをいう。

第三条 売いんの目的で道路その他公の場所において立ちどまつたりうるついたりまたは他人の身辺につきまといたり等して相手方を誘つた者は五千円以下の罰金または拘留に処する。

第四条 売いんをあつ旋する目的で前条の行為をした者は三月以下の懲役または五千円以下の罰金に処する。

常習として前項の行為をした者は六月以下の懲役または一万円以下の罰金に処する。

第五条 前二条の行為に関して取締りに対する見張または妨害等の行為をした者は六月以下の懲役または五千円以下の罰金に処する。

第六条 第三条または第四条の行為者と憎を通じて利益を受けまたは受ける約束で売いんのための場所を提供した者は六月以下の懲役または一万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は昭和二十七年七月一日から施行する。

街路等における売春勧誘行為等の取締条例

昭和二五。一二。一。
大阪市条例第六八号

第一条 この条例において売春とは、報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交又は性交の類似行為をする事をいう。

第二条 売春の目的で街路その他公の場所において、他人の身邊につきまったり又は誘つたりした者は五千円以下の罰金又は拘留に処する。

売春をあつせんする目的で前項の行為をした者は六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第三条 前条の行為をさせることを目的として行為者に対する経済的援助、指導的役割取締に対する見張若しくは妨害等の行為をした者は六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第四条 常習として第二条第二項及び前条の行為をした者は一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第五条 前三条の罪を犯した者に対しては、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

街路等における売春勧誘行為等の取締条例

昭和二六。一。二五。
豊中市条例第一号

第一条 この条例において売春とは、報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交又は性交の類似行為をすることをいう。

第二条 売春の目的で、街路その他公の場所において、他人の身邊につきまったり、

又は誘つたりした者は、五千元以下の罰金又は拘留に処する。
売春をあつ旋する目的で前項の行為をした者は、六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第三条 前条の行為をさせることを目的として、行為者に対する経済的援助、指導的役割、取締に対する見張若しくは妨害等の行為をした者は、六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第四条 常習として第二条第二項及び前条の行為をした者は、一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第五条 前三条の罪を犯した者に対しては、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

街路等における売春勧誘行為等の取締条例（昭和二六。二。二
兵庫県川辺郡川西町条例第二号）

（用語の意義）

第一条 この条例に於て売春とは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交又は性交の類似行為をする事を云う。

（違反に関する罪）

第二条 売春の目的で街路その他公の場所に於て他人の身邊につきまゝつたり又はさそつたりした者は五千元以下の罰金又は拘留に処する。

売春を斡旋する目的で前項の行為をした者は六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

(幫助者の罪)

第三条 前条の行為をさせることを目的として行為者に対する経済的援助、指導的役割、取締に対する見張りもしくは妨害等の行為をした者は六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

(常習斡旋幫助者の罪)

第四条 常習として第二条第二項及び前条の行為をした者は一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

(違反者に対する併加の罪)

第五条 前三条の罪をおかした者に対しては情状により懲役及び罰金を併加することができる。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

売いん等取締条例 (昭和二六。五。二八)
神戸市条例第四一号

(目的)

第一条 この条例は、道路その他の場所における売いん等に関する諸行為を取締り、健全な社会秩序の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例で(売いん)とは、報酬を受け、又は受ける約束で不特定の相手方と性交又は性交の類似行為をすることをいう。

(勧誘)

第三条 売いんの目的をもつて、道路その他の場所において、他人の進路に立ちふさが

り、その身邊につきまとい又はこれに類する方法をもつて相手方を誘つた者は、三月以下の懲役五千元以下の罰金又は拘留に処する。

(周旋)

第四条 売いんを周旋する目的をもつて、前条の行為をした者は、六月以下の懲役、又は五千元以下の罰金に処する。

2 常習として前項の行為をした者は、一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する(援助、見張行為等)

第五条 前二条の行為をさせることを目的として、その行為者に対する経済的援助、指導的役割又は取締に対する見張若しくは妨害等の行為をした者は、六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

(場所の提供)

第六条 第三条及び第四条の行為に関連して利益を受け、又は受ける約束で売いんのため、場所を提供した者は、一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

売いん等取締条例 (昭和二六。九。二九)
西宮市条例第四三号

(目的)

第一条 この条例は、売いん等に関する諸行為を取締り健全な社会秩序の維持をはかることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例で、売いんとは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交又

は性交の類似行為をすることをいう。

(売いん行為)

第三条 売いんをした者は、五千元以下の罰金又は拘留科料に処する。

常習として売いんした者は、三ヶ月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

(雇主等の行為)

第四条 雇傭関係その他特殊の關係を利用して売いんさせた者、又は売いんの報酬の全部又は一部を收受した者は、三ヶ月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

(客引行為)

第五条 売いんの目的をもつて道路その他公の場所において他人の進路に立ちふさがりその身辺につきまとい又はこれに類似する方法をもつて相手方を誘つた者は、三千元以下の罰金又は拘留に処する。

(周旋行為)

第六条 売いんを周せんする目的をもつて前条の行為をした者は、五千元以下の罰金又は拘留に処する。

常習として前項の行為をした者は、三ヶ月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する

(援助見張行為)

第七条 第三条、第五条、第六条の行為をさせることを目的としてその行為者に対して経済的援助、指導的役割、又は取締に対して見張り若しくは妨害等の行為をしたものは六ヶ月以下の懲役又は一万元以下の罰金に処する。

(場所提供行為)

第八条 売いんのための場所を提供したものは三ヶ月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

この条例は、公布の日からこれを施行する。

尼崎市条例（昭和二七。二。一二）
尼崎市条例第四号

第一条 この条例は売春等に関する諸行為を取締り健全な社会秩序の維持を図ることを目的とする。

第二条 この条例で売春とは報酬を受け若しくは受ける約束で不特定の相手方と性交又は性交の類似行為をすることをいう。

第三条 売春をした者は五千円以下の罰金又は拘留に処する。

2 常習として売春をした者は三月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第四条 娼館業務その他特殊の關係を利用して売春をさせた者又は売春の報酬の全部若しくは一部を受受した者は六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第五条 売春の目的で道路その他公の場所において他人の進路に立ちふさがりその身辺につきまとい又はこれに類似する方法で相手方を誘つた者は三千円以下の罰金又は拘留に処する。

第六条 売春を周旋する目的で前条の行為をした者は三月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の行為をした者は六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第七条 第三条、第五条、第六条の行為をさせる目的でその行為に対して経済的援助、指導的役割をした者又は取締りに対して見張り若しくは妨害等の行為をした者は六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第八条 売春の為の場所を提供した者は五千円以下の罰金又は拘留に処する。

2 常習として又は利益を受け又は受ける約束で前項の行為をした者は六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

売 い ん 等 取 締 条 例 (昭 和 二 七 。 四 。 一)
姫 路 市 条 例 第 五 号

第一条 この条例で「売いん」とは報酬を受けまたは受ける約束で不特定の相手方と性交または性交の類似行為をすることをいう。

第二条 道路その他公衆の目に触れる場所において売いんの目的をもつて立ちどまりろつきあるいは他人の身邊につきまといもしくは呼びかけまたはこれ等に類似する方法をもつて相手方を誘つた者は三月以下の懲役または五千円以下の罰金もしくは拘留に処する。

2 常習として前項の行為をした者は六月以下の懲役または一万円以下の罰金に処する。
第三条 売いんを周旋する目的をもつて前条第一項の行為をした者は六月以下の懲役または一万円以下の罰金もしくは拘留に処する。

2 常習として前項の行為をした者は一年以下の懲役または二万円以下の罰金に処する。
第四条 前二条の行為をさせることを目的としてその行為者に対する経済的援助もしくは指導的役割又は取締に対する見張もしくは妨害等の行為をした者は六月以下の懲役または一万円以下の罰金に処する。

第五条 第二条、第三条の行為に関連して利益を受けまたは受ける約束で売いんのために場所を提供した者は一年以下の懲役または二万円以下の罰金に処す。

附 則

この条例は昭和二十七年四月一日から施行する。

街路等における売春勧誘行為等の取締条例（昭和二六。二。一四）
奈良市条例第二号

第一条 この条例において売春とは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交又は性交の類似行為をすることをいう。

第二条 売春の目的で街路その他公の場所において他人の身邊につきまといたり誘つたりしたものは五千円以下の罰金又は拘留に処する。

売春をあつせんする目的で前項の行為をした者は六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第三条 前条の行為をさせることを目的として行為者に対する経済的援助、指導的役割取締に対する見張り、若しくは妨害等の行為をした者は六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第四条 常習として第二条第二項及び前条の行為をした者は一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第五条 前三条の罪を犯した者に対しては情状により懲役及び罰金を併科することができらる。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

売 い ん 等 取締条例（昭和二五。八。一四）
広島県条例第四八号

（目 的）

第一条 この条例は売いんに関する諸行為を取締ることにより善良の風俗を維持し社会

秩序の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「売いん」とは報酬を受け又は受ける目的で不特定の相手方と性交することをいふ。

(勧誘等の禁止)

第三条 売いんの目的をもつて自ら通行人その他の者の進路に立ちふさがり又はその身辺に追従したりなどして勧誘し又客引をしてはならない。

(ほり助行為の禁止)

第四条 次に掲げる行為をなし又はさせてはならない。

一 売いんのあつ旋の目的をもつて通行人その他の者の進路に立ちふさがり、又はその身辺に追従したりなどして、勧誘し、又は客引をすること。

二 売淫をさせるための対価を受け又は受ける約束で場所を提供すること。

(罰則)

第五条 第三条及び第四条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の行為をした者は、三月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第六条 親族、雇用その他特殊の關係を利用して売いんをさせた者は、三月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

売春等取締条例

(昭和二六、六、三)
岩国市条例

(目的)

第一条 この条例は、売春に関する諸行為を取締ることにより、善良の風俗を維持し社会秩序の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、「売春」とは、報酬を受け、又は受ける目的で不特定の相手方と性交することという。

(勧誘等の禁止)

第三条 売春の目的をもつて、道路その他公の場所において、立ちどまつたり、うろついたり、又は他人の身邊につきまといたりして相手方を誘つてはならない。

(ほう助行為の禁止)

第四条 次に掲げる行為をし、又はさせてはならない。

一 売春のあつ旋の目的をもつて、道路その他公の場所において、立ちどまつたり、うろついたり、又は他人の身邊につきまといたりして相手方を誘うこと。

二 売春をさせるための対価を受け、又は受ける約束で場所を提供すること。

(罰則)

第五条 第三条及び第四条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金、若しくは拘留に処する。

2 常習として前項の行為をした者は、三月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

売春取締条例 (昭和二五。一一。一)

香川県中多度津郡善通寺町条例第一号

第一条 この条例において売春とは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交

することはいう。

第二条 売春をした者又は相手方となつた者は五千円以下の罰金若しくは拘留に処する
常習として売春をした者は六ヶ月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第三条 売春をなさしめる為の対価を受けて場所を提供した者は一年以下の懲役又は二
万円以下の罰金に処する。

第四条 売春をさせる目的で女子を自己又は他人の管理の下に置き若しくは男子を誘つ
て売春婦と性交することを勧める客引をなした者は一年以下の懲役又は二万円以下の
罰金に処する。

第五条 第三条又は第四条の罪を犯した者に対しては情状により懲役及び罰金を併科す
ることができる。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

売春取締条例（昭和二六。一。一
香川県綾歌郡端岡村条例第八号）

第一条 この条例において売春とは報酬を受け相手方と性交することをいう。

第二条 売春をした者又は其の相手方となつた者は五千円以下の罰金若しくは拘留に処
する。

常習として売春をした者は六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第三条 売春をさせるための対価を受けて場所を提供した者は一年以下の懲役又は二万
円以下の罰金に処する。

第四条 売春をさせる目的で女子を自己又は他人の管理の下に置き若しくは男子を誘つ
て売春婦と性交することを勧める客引をした者は一年以下の懲役又は二万円以下の罰

金に処する。

第五条 第三条又は第四条の罪を犯した者に対しては情状により懲役及び罰金を併科することができる。

附 則

この条例は昭和二十六年一月一日より施行する。

福岡県風紀取締条例（昭和二七。一。一〇） 福岡県条例第三号

第一条 この条例は売春に関する諸行為を取締ることにより、善良の風俗を維持し、社会秩序の健全な発達を図ることを目的とする。

第二条 この条例において売春とは、報酬を受け又は受ける約束で、不特定の相手方と性交し、又は性交の類似行為をすることをいう。

（本人の勧誘）

第三条 売春の目的をもつて、みづから道路その他公の場所で立ちどまり、又は他人の身辺につきまとい、若しくはこれに類する方法をもつて客を勧誘した者は、五千元以下の罰金又は拘留に処する。

2 常習として前項の罪を犯した者は、六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する（周旋行為）

第四条 売春の周旋の目的をもつて、前条第一項の行為をした者は、六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の罪を犯した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する（援助、妨害行為）

第五条 前二条の行為をさせるため、経済的援助若しくは指導的役割をなし、又は見張

若しくは通報等により取締を妨害した者は、六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

(場所の提供)

第六条 専ら売春を行う者に対価を受け又は受ける約束で売春のための場所を提供した者は一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。但し第六条の規定は、この条例公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

小倉市風紀取締条例 (昭和二六、七、一六)
小倉市条例第二八号

(目 的)

第一条 この条例は、性病の予防を図り、公衆衛生の向上に寄与し善良な風紀を維持することを目的とする。

(定 義)

第二条 この条例で売春とは、報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交することを含む、道路とは、道路交通取締法による道路をいう。

(売 春 行 為)

第三条 売春した者又はその相手方となつた者は、五千元以下の罰金若しくは拘留に処する。
2 常習として売春した者は、六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

(勧 誘 容 引)

第四条 売春の目的をもつて、道路その他公の場所で相手方を勧誘し又は容引した者は五千元以下の罰金若しくは拘留に処する。

2 常習として前項の行為をした者は、六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する
(援助、見張行為等)

第五条 売春させるために経済的援助又は指導的行為をなし若しくは取締に対する見張
又は妨害の行為をした者は、六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

(周旋行為)

第六条 売春させるために道路その他公の場所でその周旋をした者は、六月以下の懲役
又は二万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の行為をした者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する
(場所の提供)

第七条 売春させるために場所を提供した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金
に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

芦屋町風紀取締条例 (昭和二六、二、六
福岡県遠賀郡芦屋町条例第六一号)

第一条 この条例は売春を目的とする者の街頭その他公の場所に於ける勧誘等を取締る
ことにより善良な風紀を維持し社会秩序の健全なる発達と性病予防を目的とする。

第二条 この条例で売春行為とは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交す
ることをいう。このものを売春婦と称する。

第三条 売春行為をなすものに対しては性病予防の目的を以つて性病予防法同施行令並
びに同施行規則により検診及び治療について厳重なる取締をなすべく措置をする。

第四条 売春婦を雇儲するキャバレー、ダンスホール、ピヤホール、カフェー料飲店等

の経営主及び売春婦に場所を提供する者はこの条例に基き性病予防につき協力させることができる。

第五条 売春婦で街頭その他公の場所に於て売春を目的として通行人を勧誘し又は客引行為をなし、或はなざしめた者は五千円以下の罰金又は拘留に処する。
常習として前項の行為をした者は三ヶ月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

和白村風紀取締条例（昭和二六、一〇、二三 福岡県糟屋郡和白村条例第八十八号）

第一条 この条例は、道路その他の場所における売春に関する諸行為を取締ることに上り、善良の風紀を維持し、社会秩序の健全な発達を図ることを目的とする。

第二条 この条例で売春とは報酬を受け、又は受ける約束で不特定の相手方と性交することを行い、道路とは、道路交通取締法にいう道路をいい、その他の場所とは、売春行為が善良の風紀を害する場所をいう。

第三条 売春の目的をもつて、みづから道路その他の場所で客を勧誘し、若しくは客引した者は、三月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の罪を犯した者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する
第四条 売春のあつ旋を目的として道路その他の場所で第三条第一項の行為をした者は六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の罪を犯した者は一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。
第五条 対価を受けて売春のための場所を提供した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第六条 第三条乃至第五条の未遂罪は、情状により拘留、料料に処することができる。

附 則

この条例は、公布の日からこれを施行する。

佐賀県風紀取締条例（昭和二七。八。二九）
佐賀県条例第六九号

第一条 この条例は売春に関する諸行為を取締ることにより善良の風俗を維持し社会秩序の健全な発達を図ることを目的とする。

第二条 この条例において売春とは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手と性交し又は性交の類似行為をすることをいう。

第三条 売春の目的をもつてみずから道路その他公の場所で立ちどまり又は他人の身邊につきまとい若しくはこれに類似する方法をもつて客を勧誘した者は五千円以下の罰金又は拘留に処する。

2 常習として前項の罪を犯した者は六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第四条 売春の周旋の目的をもつて前条第一項の行為をした者は六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の罪を犯した者は一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第五条 見張又は通報等により前二条に掲げる行為を容易ならしめた者は六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第六条 売春を行う者に対価を受け又は受ける約束で売春のための場所を提供した者は一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第七条 この条例を適用する地域は別に知事が指定する。

2 前項の地域を指定したときは知事はその旨を告示しなければならない。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

附帯条件

- 一 人権じゅうりんのな行き過ぎた取締りをしないこと。
- 二 既存業態者といえども善良の風俗をみだす時は一率に取締ること。

佐賀県告示第六百四十八号

佐賀県風紀取締条例第七条の規定による適用地域を昭和二十七年九月二十二日左の通り指定した。

昭和二十七年九月二十二日

佐賀県知事 鍋 島 直 紹

- 一 佐賀市及び北川副村、高木瀬村、鍋島村、本庄村、巨勢村
- 二 唐津市及び浜崎町、鏡村、鬼塚村
- 三 鳥栖町
- 四 伊万里町
- 五 武雄町
- 六 嬉野町

佐世保市風紀取締条例

昭和二五。一二。八佐世保市条例第四三号
〃 二五。一二。二八 〃 第四七号 改正

第一条 この条例は、売春又は売春の周旋を目的とする者の、街頭その他公の場所における勧誘等を取締ることにより、善良の風紀を維持し、社会秩序の健全な発達を図るを目的とする。

(定義)

第二条 この条例で「売春」とは、報酬を受け又は受ける約束で、不特定の相手方と性交することをいう。

(勧誘、客引)

第三条 街頭その他公の場所において、通行人その他に対し、売春の目的をもつて勧誘した者は、五千円以下の罰金又は拘留に処する。

2 売春をなさしめる目的をもつて、前項の場所において、通行人その他に対し、勧誘その他周旋行為をした者も亦同様とする。

3 常習として前各項の行為をした者は、三ヶ月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

(場所の提供)

第四条 前条第一項の者又は同条第二項に規定する者の周旋により売春する者のために、報酬を受け又は受ける目的をもつて、場所を提供した者は、六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

風紀取締条例 (昭和 二六。一二。八 公布)
熊本市条例

第一条 この条例は売春に関する諸行為を取締ることにより善良の風俗を維持し、社会秩序の健全な発達を図ることを目的とする。

第二条 この条例で「売春」とは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交することをいう。

第三条 売春の目的を以て道路その他公の場所において通行人その他の者の進路に立ち

ふさがり又はその身辺につきまとい若しくはこれに類する方法で勧誘し又は客引をし
たものは五千円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の行為をした者は三ヶ月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する

第四条 売春を斡旋する目的をもつて前条の行為をした者は五千円以下の罰金に処する

附 則
この条例は公布の日から施行する。

街頭における売春勧誘等の取締条例（昭和二四。八。二〇）
別府市条例第三一号）

第一条 この条例は売春を目的とするものの街頭その他において勧誘等の取締に關し必
要な事項を定める。

第二条 前条の売春とは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交することを
いう。

第三条 道路その他公の場所に於て通行人その他に對し売春の目的を以て勧誘した者又
は客引行為をなした者は五千円以下の罰金若しくは拘留に処する。

第四条 前条の者の為に報酬を受けて場所を提供した者は六月以下の懲役若しくは二万
円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は公布の日からこれを施行する。

街頭に於ける売春勧誘等の取締条例（昭和二六。八。三一）
津久見市条例第八六号）

第一条 この条例は売春を目的とするものの街頭その他に於て勧誘等の取締に關し必要
な事項を定める。

第二条 前条の売春とは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交することを
いう。

第三條 道路その他公の場所に於て通行人その他に對し売春の目的をもつて勧誘した者又は客引行為をなした者は五千円以下の罰金若しくは拘留に処す。

常習として前項の行為をなした者は三月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第四條 前條の者の為に報酬を受けて場所を提供した者は六月以下の懲役若しくは二万円以下の罰金に処す。

附 則

この条例は公布の日からこれを施行する。

三 売春に関する國際條約（日本に關係あるもの）

(一) 醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買禁止ニ關スル國際條約及最終議定書

千九百十年五月四日 巴里ニ於テ作成

大正十四年十月二十一日 加入通告書寄託

大正十四年十二月二十一日 公布

加入通告書寄託ノ日ヨリ六月ヲ經テ實施

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ千九百十年五月四日仏蘭西國巴里ニ於テ独逸國外十二箇國間ニ締結セラレタル醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買禁止ニ關スル國際條約ニ其ノ最終議定書(ロ)項ニ規定セラレタル年令ノ制限ニ代フルニ滿十八才ヲ以テスルノ權利ヲ留保シテ加入シ千九百四年五月十八日仏蘭西國巴里ニ於テ仏蘭西國外十一箇國ニ締結セラレタル醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買取締ニ關スル國際協定ト共ニ茲ニ之ヲ公布セシム

大正十四年十二月二十一日

醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買禁止ニ關スル國際條約左ノ諸國ノ君主元首及政府ハ「ト
レート。デ。ブランシユ（醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買）」ナル名称ヲ以テ知ラル

ル売買ノ禁止ヲ最有効ナラシムルコトヲ均シク希望シ之ガ為條約ヲ締結スルコトニ決
シ且千九百二年七月十五日ヨリ二十五日迄巴里ニ於テ会合シタル第一回會議ニ於テ
一 提案ノ可決セラレタルニ鑑ミ其ノ全權委員ヲ任命セリ

右全權委員ハ千九百十年四月十八日ヨリ五月四日ニ至ル迄巴里ニ於テ第二回會議ヲ
開催シ左ノ条項ヲ協定セリ

第一条 何人タルヲ問ハス他人ノ情慾ヲ満足セシムル為醜行ノ目的トシテ未成年ノ
婦女ヲ勧誘シ誘引シ又ハ拐去シタル者ハ本人ノ承諾ヲ得タルトキト雖モ又犯罪ノ
構成要素タル各行為カ異リタル國ニ亘リテ遂行セラレタルトキト雖モ罰セラルヘ
シ

第二条 何人タルヲ問ハス他人ノ情慾ヲ満足セシムル為醜業ヲ目的トシテ詐欺ニ依
リ又ハ暴行、脅迫、極力濫用其ノ他一切ノ強制手段ヲ以テ成年ノ婦女ヲ勧誘シ誘
引シ又ハ拐去シタル者ハ右犯罪ノ構成要素タル各行為カ異リタル國ニ亘リテ遂行
セラレタルトキト雖モ罰セラルヘシ

第三条 締約國ハ現ニ法制力前二条ニ定ムル犯罪ヲ防遏スルニ充分ナラサルトキハ
右犯罪ヲ其ノ輕重ニ從ヒ処罰スル為必要ナ措置ヲ執リ又ハ右措置ヲ各自ノ立法機
関ニ提案スヘキコトヲ約ス

第四条 締約國ハ本條約ノ目的ニ関シ自國ニ於テ既ニ制定シ又ハ制定スルコトアル
ヘキ法令ヲ仏蘭西共和國政府ヲ介シテ互ニ通報スヘシ

第五条 第一条及第二条ニ定ムル犯罪ハ本條約實施ノ日ヨリ締約國間ノ既存條約ニ
依リ引渡ヲ要スヘキ犯罪中ニ当然挿入セラレタルモノト看做サルヘシ

前項ノ規定ガ現行法令ヲ變更スルニ非サレハ之ヲ実行スルコト能ハサルトキヲ締
約國ハ必要ナル措置ヲ執リ又ハ右措置ヲ各自ノ立法機關ニ提案スルコトヲ約ス

第六條 本條約ニ定ムル犯罪ニ関スル司法事務ノ囑託ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ行フ

一 司法官意圖ノ直接通信

二 被囑託國ニ駐在スル囑託國ノ外交官又ハ領事官ノ仲介該官吏ハ直接ニ當該官憲ニ司法事務囑託書類ヲ送達シ且官憲ヨリ右囑託ノ実行ヲ確証スル書類ノ送達ヲ直接ニ受クルモノトス

(前記二箇ノ場合ニ於テハ被囑託國ノ上級官憲ニ對シ同時ニ常ニ該司法事務囑託書類ノ謄本ヲ送附スヘキモノトス)

三 外交手續

各締約國ハ他ノ各締約國ヨリ發スル司法事務ノ囑託ニ付其ノ認容スル前記囑託方法ヲ該國ニ宛テタル通告ヲ以テ知ラシムヘシ本條第一号及第二号ノ場合ニ為サルル囑託ニ関シテ生スルコトアルヘキ一切ノ紛争該ハ外交手段ニ依リ処理セラルヘシ

別段ノ協定アル場合ヲ除クノ外司法事務囑託書類ハ被囑託官憲ノ用語若ハ兩國係國間ニ協定シタル國語ヲ以テ作成セラレタルモノナルカ又ハ右兩國中ノ一ヲ以テ作成セラレタル訳文(囑託國ノ外交官若クハ領事又ハ被囑託國ノ宣誓ヲ為シタル通訳ノ認証アルモノ)ヲ添附シタルモノナルコトヲ要ス
司法事務囑託ノ執行ニ付テハ手数料又ハ費用其ノ性質ノ如何ヲ問ハス償還ヲ請求セラルルコトナカルヘシ

第七條 締約國ハ本條約ニ定ムル犯罪ニシテ其ノ構成要素タル各行為カ異リタル國ニ亘リテ遂行セラレタルモノニ關スル犯罪人名簿ヲ互ニ送付スヘキコトヲ約ス
右文書ハ千九百四年五月十八日巴里ニ於テ締結セラレタル協定第一條ニ從ヒ指定セラレタル官憲ニ依リ他ノ締約國ノ同種ノ官憲ニ送達セラルヘシ

第八條 非署名國ハ本條約ニ加入スルコトヲ得之カ爲ニハ非署名國ノ文書ヲ以テ其

ノ意思ヲ通告スヘク該文書ハ仏蘭西共和國政府ノ記録ニ寄託セラルヘシ同政府ハ
外交手続ニ依リ其ノ認証牒本ヲ各締約國ニ送付シ同時ニ其ノ寄託ノ日ヲ通知スヘ
シ右加入通告書ニ於テハ本條約ノ目的ニ關シ加入國ノ制定シタル法令ヲモ亦通知
スヘキモノトス

本條約ハ加入通告書寄託ノ日ヨリ六月ヲ經テ加入國ノ全領域ニ亘リ實施セラルヘ
ク該國ハ締約國ト爲ルモノトス本條約ニ加入シタルトキハ当然ニ且特別ノ通告ナ
クシテ千九百四年五月十八日ノ協定ニ共ニ且全部加入シタルコトト爲ルヘク同協
定ハ本條約ト同日ヲ以テ當該加入國ノ全領域ニ亘リ實施セラルヘシ
尤モ前項ノ規定ハ千九百四年五月十八日ノ右協定第七條ヲ變更スルモノニ非ス同
條ハ一國カ右協定ノミ加入セムト欲スル場合ニ猶適用アルモノトス

第九條 乃至十二條省略

最終議定書

左ノ各全權委員ハ本日ノ條約ニ署名スルニ當リ

本條約第一條

第二條及第三條ハ左ノ趣旨ニ依リ了解スヘキモノナルコトヲ並其ノ趣旨ニ從ヘハ締約
國カ其ノ立法權ヲ行使シ以テ既定ノ約定ヲ實施シ又ハ之ヲ補足スルノ措置ヲ執ラムコ
トハ希望スヘキモノナルコトヲ指示スルヲ有益ナリト認ム

(イ) 第一條及第二條ノ規定ハ締約國カ他ノ類似ノ犯罪例ヘハ詐欺又ハ強制手段ヲ以テ
セサル成年者ノ勧誘ノ如キモノヲ処罰スルニ付絶対ニ自由ナルコト當然ナリトノ趣
意ニ於テ之ヲ最少限度ト看做スコトヲ要ス

(ロ) 第一條及第二條ニ定ムル犯罪ノ禁止ニ付テハ「未成年ノ婦女、成年ノ婦女」ナル
語ハ滿二十才未滿又ハ以上ノ婦女ヲ指スモノト了解セラルヘシ但シ何レノ國籍ノ婦女

ニ對シテモ同一ニ適用スルコトヲ條件トシテ法令ヲ以テ保證年令ヲ更ニ高ムルコトヲ得

(一)

右犯罪ノ禁止ニ付テハ法令ニハ常ニ自由刑ヲ規定スルコトヲ要ス但シ他ノ主刑又ハ附加刑ノ併科ヲ妨クルモノナシ尙法令ニハ被害者ノ年令關係ヲ別トシ例ヘハ第

二条ニ定ムル情状又ハ被害者カ實際醜行ニ從事スルニ至ラシメラレタル事實等當該

事件ニ附生スルコトアルヘキ種々ノ加重情状ヲ考量スルコトヲ要ス

(二)

婦女ヲ其ノ意ニ反シテ醜行ヲ業トスル屋内ニ監禁シタル場合ハ其ノ重大ナルニ拘ラス專ラ国内立法事項ニ屬スルノ故ヲ以テ之ヲ本条約中ニ規定セザリシモノナリ

本最終議定書ハ本日ノ條約ノ一部ヲ成スルモノト看做サルヘク且之ト同一ノ効力、価値及期間ヲ有スルモノトス

附業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買取締ニ關スル國際協定

千九百四年五月十八日

巴里ニ於テ作成

第一条 各締約國政府ハ外國ニ於ケル醜行ヲ目的トスル婦女ノ勧誘ニ關スル一切ノ報道ノ蒐集ヲ任務トスル官憲ヲ設ケ又ハ指定スルコトヲ約ス右官憲ハ他ノ各締約國ニ

設ケラルル同種ノ部局ト直接ニ通信スルノ權能ヲ有スヘシ

第二条 各國政府ハ醜行ニ從事セシメルヘキ婦女ノ引率者ヲ特ニ停車場、乗船港及途中

ニ於テ搜索スル為監視ヲ為スコトヲ約ス右目的ノ為當該官吏又ハ當該資格ヲ有スル其ノ他一切ノ者ニ對シ犯罪的売買ノ搜索ニ資スヘキ一切ノ報道ヲ法規ノ範圍内ニ

於テ蒐集スヘキコトヲ訓令スヘシ

右売買ノ正犯、共犯又ハ被害者ト明ラカニ認メラルル者到着シタルトキハ必要ニ応シ目的地ノ官憲、關係ノ外交官若クハ領事官又ハ其ノ他ノ當該官憲ニ之ヲ通知スヘシ

第三条 各国政府ハ売淫ニ從事スル外国々籍ノ婦女ノ身元及身分ヲ明ラカニスル為並其ノ婦女ヲシテ本国ヲ去ルニ至ラシメタル者ヲ搜索スル為必要ニ応ジ且法規ノ範圍内ニ於テ右婦女ノ陳述ヲ聴取セシムルコトヲ約ス蒐集セラレタル報道ハ右婦女ノ送還セラルルコトヲ約スルヘキ場合ノ為ノ本国官憲ニ之ヲ通知スヘシ

各国政府ハ犯罪物販賣ノ被害者カ窮乏ニ陥リタルトキハ一時的ニ且送還セラルルコトアルヘキ場合ノ為公私ノ救済所又ハ必要ナル保障ヲ提供スル個人ニ法規ノ範圍内ニ於テ且出来得ル限り之ヲ委託スルコトヲ約ス

各国政府ハ右婦女中送還ヲ要求スル者又ハ右婦女ノ監督權者ヨリ請求アリタル者ヲ法規ノ範圍内ニ於テ且成ルヘク、其ノ本国ニ送還スルコトヲ約ス送還ハ身元及国籍並國境到着ノ場所及日ヲ了知シタル後ニ非サレバ之ヲ為スコトヲ得ス各締約國ハ其ノ領域内ノ通過ヲ容易ナラシムヘシ

送還ニ関スル通信ハ成ルヘク直接ノ手續ニ依リ之ヲ為スヘシ

第四条 送還セラルヘキ婦女カ自ラ其ノ輸送費用ヲ支弁スルコトヲ得ス且自己ニ代リ支払ヲ為スヘキ夫、両親又ハ後見人ヲ有セザルトキワ送還ニ要スル費用中其ノ本国ニ向ヒ最モ近キ國境又ハ乗船港ニ至ル迄ノ分ハ右婦女ノ居住スル國ノ負担トシ残余ハ其ノ本国ノ負担トス

第五条 右三条及第四条ノ規定ハ締約國政府間ニ存在スルコトアルヘキ特殊条約ノ効力ヲ妨クルコトナシ

第六条 締約國政府ハ婦女ノ外國ニ於ケル就業ヲ掌ル紹介所ニ対シ法規ノ範圍内ニ於テ成ヘク監視ヲ為スコトヲ約ス

第七条 以下省略

(二) 千九百三十三年十月十一日にジュネーブで締結された
成年婦女子売買の禁止のための国際条約

(外務省条約看做訳による日本は加入
していない)

第一条 何人であつても、他人の情慾を満足させるために、他国で行われる醜行を目的として成年の婦女を勧誘し、誘引し、又は連れ去つた者は、本人の承諾を得た場合でも、この犯罪の構成要素である諸種の行為が異なつた国で遂行された場合でも処罰しなければならない。

未遂罪及び、法の範圍で、前記の犯罪の予備行為もまた、処罰しなければならないこの条の適用上「国」という語は、当該締約国の殖民地及び保護領並びにその宗主権下の地域及び同締約国に統治が委任された地域を含む。

第二条 締約国は、現在その法令が前条に明記した犯罪に対処するに充分でないときは、この犯罪がその輕重に従つて処罰されることを確保するために必要な措置を採ることを約束する。

第三条 締約国は、この条約又は婦女及び兒童の売買禁止に関する千九百十年及び千九百二十一年の条約に掲げた犯罪で、その構成要素である諸種の行為が異なつた国において遂行されたか又は遂行されようとしたものを行つたか、又はその行おうとした男女に関して、次の情報へ又は当該国の法令の下で提出しうる類似の情報へを相互に通報することを約束する。

(A) 有罪の判決の記録及び犯罪者に関して得られる有益な情報、たとえば、戸籍、人相書、指紋、写真、警察の記録、犯行の手口等

(B) 犯罪者に対し適用された入国拒否又は国外追放の措置に関する明細
これらの文書及び情報は、千九百四年五月十八日にパリにおいて締結された協定

の第一条に従つて指定された官憲が、各事件ごとに關係国の官憲に對し、直接に且つ遲滞なく、また、できうれば犯罪、有罪の判決、入国拒否又は国外追放が正當に認定されたすべての場合に送付しなければならない。

第四条 この条約は千九百十年及び千九百二十一年の条約の解釈又は適用に關して締約國間に何らかの紛争が生じ、これが外交手段によつて満足に解決されなかつたときは、この紛争は、國際紛争の解決に關して締約國間に効力を有する協定に従つて解決しなければならない。

締約國間に有効なこのような協定が存在しないときは、この紛争は、仲裁々判又は司法的解決に附さなければならぬ。他の裁判所の選択について合意がない場合に於いて、紛争中のすべての締約國が國際司法裁判所規程の當事國であるときは、この紛争は、當事國のいずれか一國の請求によつて、國際司法裁判所に付託しなければならない。また、紛争中のいずれかの締約國が國際司法裁判所規程の當事國でない場合は、國際紛争の平和的処理のための千九百七年十月十八日のヘーグ條約に従つて設立された仲裁々判所に付託しなければならない。

第五条 フランス語及び英語の本文を双方共に正文とするこの條約は、今日の日付を有し、且つ、千九百三十四年四月一日に至るまで、國際連合のすべての加盟國及びこの條約を作成した會議に代表された非加盟國又は國際連合理事會がその目的のためにこの條約の謄本を送付した加盟國による署名のために開放されるものとする。

第六条 この條約は批准されるものとする。千九百四十八年一月一日以後は批准書は國際連合事務總長に送付しなければならない。事務總長は、その受領をすべての國際連合加盟國及び事務總長が條約の謄本を送付した非加盟國に通告しなければならない。

第七条 国際連合加盟国は、この条約に加入することができる。

国際連合経済社会理事會がこの条約を正式に通報することを決定することのある非加盟国についても同様とする。

加入者は、国際連合事務総長に送付しなければならない。

事務総長は、この受領をすべての国際連合加盟国及び事務総長が条約の謄本を送付した非加盟国に通告しなければならない。

第八条 この条約は、国際連合事務総長が二通の批准書又は加入書を受領した時から六十日の後に効力を生ずる。

この条約は、その効力発生の日に事務総長が登録する。

その後の批准書又は加入書は、事務総長が受領した時から六十日の後に効力を生ずる。

第九条 この条約は、国際連合事務総長にあてた通告によつて廃棄することができる。この廃棄は、廃棄通告の受領の一年後に、廃棄を通告した国に關してのみ効力を生ずる。

第十条 事務総長は、国際連合のすべての加盟国及び事務総長が条約の謄本を送付した非加盟国に對して、第九条に定めた廃棄を通報しなければならない。

この条約の第一項に基いてなされた宣言にかかわらず、第一条第三項は、適用される。

人身売買及び売春により利益を得る行為の禁止に関する条約

(検務局刑事課仮訳 日本は加入してない)

一九四九年十二月二日に国際連合総会によつて承認された
国際連合総会は左記条約を採択し、国際連合加盟諸国並びに国際連合の相当機関において参加を招請されることあるべき非国際連合加盟国が本条約に参加せんことを提案する。

昭和二十四年十二月二日

第二六四回国際連合総会において

添附書類二

条約本文

前文

売春及び売春の目的で人身を売買する附随的悪徳が人間の尊厳及び価値に反し、且つ個人、家族及び社会の福祉を危うくするが故に、

婦人及児童の人身売買禁止に関して

一 明治三十七年五月十八日の醜業を行わしむるための婦女の売買取締に関する国際協定(昭和二十三年十二月三日国際連合総会採択の議定書により修正)

二 明治四十三年五月四日の醜業を行わしむる為の婦女売買禁止に関する国際条約。(前記議定書により修正)

三 大正十年九月三十日婦人及び児童の売買禁止に関する国際条約。(昭和二十二年十月二十日、国際連合総会採択の議定書により修正)

四 昭和八年十月十一日の成年婦女子売買の禁止のための国際条約。(前記議定書により修正)

等の国際手段が現に講ぜられているが故に

昭和十二年、國際連盟において前記諸國際手段の範圍を拡張する條約案が準備されたことがある故に。

昭和十二年以來の情勢の進展は、前記諸手段を強化する一條約の締結を可能とし、且つ、昭和十三年條約案及びその望ましい改正を具体化することを可能ならしめるが故に、

條約當事国は、ここに以下の規定するところに同意する。

第一條 この條約の締約国は、何人であつても、他人の情慾を満足させるために、

1 人を売春の目的で、その本人の承諾を得た場合でも、勧誘し、誘引し、又は連れ去り、

2 本人の承諾を得た場合でも人の売春により利益を得る行為をなす者を処罰することと同意する。

第二條 この條約の締約国は、更に

1 売春宿を占有し、管理し又は情を知つてその資金を提供若しくは提供に参加し
2 他の者の売春の目的のために、情を知つて、建築物又はその他の場所若しくはそれらの一部を賃貸し又は提供し

た者を処罰することに同意する。

第三條 国内法の許す範圍において、第一條及び第二條に掲げた罪の未遂行為並びに予備行為も又処罰しなければならない。

第四條 国内法の許す範圍において、第一條及び第二條に掲げた行為に、故意に加功するものもまた処罰しなければならない。

国内法の許す範圍において、加功行為を処罰する必要を認めたとときは何時でも別個の罪として取り扱はなければならない。

第五條 国内法によれば、被害者が本条約に掲げた各罪に関する訴訟手続の当事者たり得る場合は、外国人にも本国人と同じ条件の下に、同様の権利を付与しなければならない。

第六條 この条約の各締約国は、監督又は居出のために、売春に従事し、又は従事している疑のある者を特別に登録せしめ、又は特別の書類を携帯せしめ、若しくはその他何らかの特殊の必要条件を要求するような現行の法律、規則又は行政規定を無効ならしめ、又は廃止するに必要な措置を講ずることに同意する。

第七條 この条約に掲げた罪について、外国において、かつて有罪の判決を受けた事実とは国内法の許す範囲で、

1 常習犯制度の確立

2 この種犯罪者から市民権の行使権のはく奪等の目的の下に考慮しなければならない。

第八條 この条約の第一条及び第二条に掲げた罪は、この条約の締約国の何れかの間に締結された、又は締結されることがあるべき犯罪人引渡条約における犯人の引立を要する犯罪とみなさなければならない。

現行の条約によつて、条件附引渡を行っていない本条約の締約国は、今後、この条約の第一条又は第二条に掲げた罪を各当該国間における引渡を要する犯罪として承認しなければならない。

犯人引渡は、引渡の要求を受けた国の法律に従つて承諾されなければならない。

第九條 自国民の引渡を法律上、許されない国にあつては、その国民が外国においてこの条約の第一条又は第二条の罪を犯した後、自国に帰つた場合、この者を訴追しその国の裁判所において処罰しなければならない。

この条約締約国における同様事件において、外国人の引渡を承諾できない場合は、前項の規定を適用しない。

第一〇条 第九条の規定は、起訴された者が、外国において裁判をうけ、その刑の執行を終り又はその外国の法律によつて刑を免除若しくは軽減されたものであるときは、適用しない。

第一一条 この条約のいかなる規定も、国際法の下における刑事裁判権の限界に関する一般問題に対する締約国の態度を決定するものとして解決してはならない。

第一二条 この条約は、それが犯罪とされる行為は、各当該国の法律に従つて定義され訴追され、且つ、罰せられるものとする原則に消長をもたらずものではない。

第一三条 この条約の締約国は、この条約に掲げられた罪に関する請求状を国内法及び手続に従い執行する責を負う。

請求状の伝達は左記の場合、有効とする。

1 司法当局間の直接通信

2 両国司法省間の直接通信又は請求国の主管当局から被請求国の司法省に対する直接通信

3 被請求国駐在の請求国外交若しくは領事代表を経由

右外交代表等は、直接主管司法当局又は被請求国政府の指定する当局に請求状を送付し、これらの当局から直接、請求状の執行に関する文書を受領することとする。

前項第一号及び第三号の場合は、常に請求状の写の一通を請求された国の上級機関に送付しなければならない。

特に同意ない限り、請求状は請求国の国語によるものとする。但し、被請求国は

請求国に対し何時でも自国語への翻訳、真正成立の証明を要求することができ、この条約の各締約国は、他の各締約国に対し、前記のうち、伝達方法として承認するものの一ないし二以上を通告しなければならぬ。

右通告がされるまでは、請求状の伝達についてのその国の現行手続を有効とする請求状の執行に当つて、その経費又は費用に関しては、鑑定人に対する費用を除く外いかなる種類のものに対しても弁済の要求をすることは得ない。

本条の規定は、この条約の締約国に対し、各その国内法に反した証拠の形式又は方法を採る義務を負わせるものと解釈してはならない。

第一四条 この条約の締約国は、この条約に掲げた罪に関する捜査の調整及び調査の結果を中央に集中せしめるための機関を設立し、これを維持しなければならぬ。

前項の機関は、この条約に掲げた罪の予防及び処罰を効果あらしめる一切の情報を収集し、且つ、他の諸国の相当機関と緊密な連絡を保持しなければならぬ。

第一五条 国内法の許す限り、且つ、前第一四条に掲げた機関としての担当々局が望ましいものとして判断する限りにおいて、右担当当局は、他の諸国の相当機関に対

し、

- 1 この条約に掲げた罪又はかかる罪を犯そうと企図した事件の詳細
- 2 この条約に掲げた罪に関し行われた捜査、訴追、逮捕、有罪判決並びにかかる罪により有罪とされた者の入国拒否又は国外追放、かかる者の動向及びその他かかる者について有用な情報

を提供しなければならぬ。

前項により提供する情報は、犯人の人相書、指紋、写真、犯行の手口、警察の記録及判決記録等を含むものとする。

第一六条 この条約の締約国は、売春の防止及び売春、若しくはこの条約に掲げた罪による被害者の更生並びに社会的調整のための措置を講じ、又は公私の教育、保健社会、経済及び他の関係機関を通じて、かかる措置が講ぜられるよう奨励することに同意する。

第一七条 この条約の締約国は、出入国に關し、この条約に基く義務条件として要求されるところに従い、売春目的による男女両性の人身売買につき取調を行う措置を執り、且つ、維持しなければならぬ。
特に各締約国は

- 1 出入国者、特に婦人、児童を到着地、出発地、旅行途中の何れにおいても保護するために必要な規則を設け、
- 2 一般の前項の人身売買の危険を警告するために適当な広報措置を講じ、
- 3 売春の目的の國際人身売買を防止するために、鉄道停車場、空港、海港及び旅行途中その他の場所における監視のために適切な措置を講じ、
- 4 主管機関がかかる人身売買の主犯及び共犯又は被害者と外見上疑われる者の到着につき情報を得られるよう適切な措置を講じなければならぬ。

第一八条 この条約の締約国は外国人である売春婦の身許及び身分を明らかにし、且つ、何人がある者をしその本国から離れしめたかを発見するために、国内法の条件に従い、その者から陳述を聴かなければならぬ。
この陳述によつて得た情報は、それらの者を終局的に送還するために、本国の当局に通報することとする。

第十九条 この条約の締約国は、国内法の条件に従い、また違反行為に対する訴追を

の他の処分に妨げとならない限り、且つ可能な限りにおいて

1 売春目的の国際人身売買の貧窮被害者に対する送還措置が完了するまでの間、

これらの者を一時的に保護、扶養するために適当な規定を設けなければならない

2 第一八条に掲げた者で、自ら送還されることを希望し、それらの者を主管する執行機関から請求され、又は法律に従い退去を命ぜられた者を送還しなければならない。

この送還は、その目的地たる国との間に、送還されるべき者の身許、国籍並びに到着地及び国境に到着する月日等につき同意がなければ執行することができない。この条約の各締約国は、かかる者の自国領土内通過につき便宜を与えることとする。

前項に掲げた者が、自ら送還費用を弁済できず、且つ、他に代つて弁済し得べき配偶者、親戚、保護者等の何れもがないときは、最近の国境線、乗船港又は本国向け空港に至るまでの費用を、それらの者の滞在する国において負担し、その後部分の旅費はそれらの者の属する本国において負担することとする。

第二〇条 この条約の締約国は、もし今までにその措置をとつていなければ、求職者特に婦人、児童が売春の危険にさらされるのを防止するために職業紹介機関を監督するために必要な措置を講じなければならない。

第二一条 この条約の締約国は、本条約の目的に関係ある既存の法令を国際連合事務総長に通報するとともに、今後、毎年公布せらるべき法令並びにこの条約の適用に關し執つた一切の措置を通報しなければならない。

事務総長は、右により受領した情報を定期的に公刊し、且つ、国際連合加盟国及び第二三条によりこの条約を公式に通報した非加盟国に送付する。

第二二条 この条約の解釈につき締約国の間に何らかの紛争が生じ、且つ、これが他の手段で解決されないときは、この紛争は、当事国の何れか一方の請求によつて、これを国際司法裁判所に付託しなければならない。

第二十三条 この条約は、国際連合加盟国及び経済、社会委員会から招請を寄せられたその他の国による署名のために開放されるものとする。

この条約は批准されるものとし、批准書は国際連合事務総長に寄託しなければならない。

第一項に掲げた、この条約に調印しなかつた国はこの条約に加入することができる加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによつて効力を生ずる。

この条約の目的のために、「国」という語は、調印国又は加入国の全植民地、信託統治領及びその国が国際的に責任を負うすべての領土を言う。

第二四条 この条約は、第二番目の批准書又は加入書の寄託があつた日から九十日の後に効力を生ずる。

この条約は、第二番目の批准書寄託があつた後に本条約を批准し又は本条約に加入する国に対しては、本条約は、それらの国が批准書又は加入書を寄託した日から九十日の後に効力を生ずる。

第二五条 この条約発効後、五年経過した後は、本条約の締約国は、国際連合事務総長にあてた文書通告によつてこの条約の廃棄を宣言することができる。

この廃棄は、国際連合事務総長が廃棄通告を受領した日から一年後に廃棄を通告した国について効力を生ずる。

第二六条 国際連合事務総長は、全国際連合加盟国及び第二三条に掲げた非加盟国に対し、

(イ) 第二三条により受領した、調印、批准及び加入

(ロ) 第二四条による本条約発効の日

(ハ) 第二五条により受領した廢棄通告を通報しなければならぬ。

第二七条 この条約の各締約国は、各その憲法に従い、立法又はその他のこの条約の適用を確保するために必要とする措置を講じなければならぬ。

第二八条 この条約前文第二條第一号ないし第四号に掲げた國際手段の各条項はこの条約各締約間の關係においては、本条約の規定によつて置き換えられるものとし、且つ、前記各國際手段の各締約国がすべてこの条約の締約国となつたときは、前記各國際手段は終結したものとみなされなければならぬ。

最終議定書

この条約のいかなる規定も、人身売買及び売春目的のために他の者をさく取する行為の禁止を確保するために、この条約の規定するところにより、より嚴重な条件を科す立法を妨げるものと見なしてはならない。

この条約の第二三条ないし第二六条の規定は、本議定書にも準用する。

註 右のうち(一)の条約はすでに我が国が加入しているものであり(二)の条約については、最近國際連合から加入の勧告を受けているものである。(三)の条約は最近日本政府に送付されたもので、まだ我が国は加入していない。

郵政省電波振興会 内

研 文 社

TEL. (48) 3 9 0 4